

「北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について～北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告～」に関する北本市協働推進等庁内検討委員会の検討結果について

市では、「北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について～北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告～」を平成23年10月1日に受領後、北本市協働推進等庁内検討委員会を3回開き、合同会議報告書に記載されている「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」及び「第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項」について、条例（案）を作成する行政の視点で検討いたしました。

また、同報告書を庁内各課に報告し、報告に対する意見聴取も実施しました。

庁内検討委員会の意見としましては、報告書に記載されている「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」については、概ね妥当と思われませんが、「2 定義」及び「4～8 まちづくりの主体の役割」については、若干修正を加える必要があると考えます。

「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」に関し修正が必要と思われる点及び「第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項」についての検討結果を、次頁以降のとおり報告します。

北本市協働推進等庁内検討委員会開催状況

第8回委員会 平成23年10月7日（金）午後1時30分から
市役所第4委員会室

議題 (1) 協働推進条例制定に係る今後の事務手続きの進め方について

(2) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について

第9回委員会 平成23年10月12日（水）午前9時から
文化センター第1研修室

議題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について 2

第10回委員会 平成23年10月21日（金）午前9時から
文化センター第3研修室

議題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について 3

1 報告書「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」中「2 定義」について

市民の公益的な活動は、地域コミュニティ活動とテーマコミュニティ活動に分類されます。

報告書には、「市民公益活動」及び「市民公益活動団体」としてテーマコミュニティの定義が設けられていることから、それに対し、地域コミュニティとしての「コミュニティ活動」及び「コミュニティ活動団体」を(2)に加えて定義する必要があると考えます。

<規定（案）>

ア 「コミュニティ活動」 市民が地域の課題解決のために、地縁を基礎として一定の地域で自主的かつ自発的に行う活動

イ 「コミュニティ活動団体」 前号の活動を継続的に行う団体

ウ 「市民公益活動」 不特定かつ多数のものの利益をはじめとする、広く社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動で、市民が自主的かつ自発的に行う活動。ただし、以下のいずれにも該当しない活動

（ア）営利を目的とした活動

（イ）宗教活動

（ウ）政治活動

（エ）公職選挙法に関する活動

エ 「市民公益活動団体」 前号に掲げる活動を行うことを主たる目的とし、継続性を有する団体

オ 「協働事業」 市民、事業者、コミュニティ活動団体、市民公益活動団体及び市長等がお互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業

図1 「コミュニティ活動団体と市民公益活動団体の区分」参照

2 報告書「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」中「4～8 まちづくりの主体の役割」について

まちづくりの主体それぞれの役割については、協働事業を実施する際の視点で、役割を整理し、統一性を持たせて定義する必要があると考えます。

そのため、各主体に記載されている「情報の発信及び共有」は、協働の基本原則として掲げているため、削除することを提案します。

また、コミュニティ活動団体の役割と市民公益活動団体の役割については、両者の性格の差異を対比できるよう規定すべきと考えます。

<規定（案）>

4 市民の役割

- (1) 市民は、基本原則に基づき、自らが公共の担い手となりうることを自覚する
- (2) まちづくりの主役として積極的にまちづくりに参加するよう努める

5 事業者の役割

事業者は、基本原則に基づき、協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会を構成する一員として自主的にまちづくりに参加するよう努める

6 コミュニティ活動団体の役割

- (1) コミュニティ活動団体は、基本原則に基づき、地域課題の解決に向け、自主的に取り組む
- (2) 必要に応じ、団体相互の連携を図り、又は協力し、住民自治の向上に努める

7 市民公益活動団体の役割

- (1) 市民公益活動団体は、基本原則に基づき、当該団体が持つ社会的使命を自覚し、自主的に取り組む
- (2) 必要に応じ、団体相互の連携を図り、又は協力し、市民公益活動の発展に努める

8 市長等の役割

- (1) 市長等は、基本原則に基づき、市民、事業者、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体との協働事業を行うために必要な措置を講じる
- (2) 協働によるまちづくりを推進するための環境づくりに努める
- (3) 職員の協働に関する意識の高揚を図る

3 報告書 「第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項」中「1 自治会、地域コミュニティ委員会等コミュニティと市との関係を整理し、市民にわかりやすく説明すること【最重要課題】」について

コミュニティと市との関係の整理については、北本市協働推進等庁内検討委員会での議論のほかに、協働推進条例（案）の作成を担当する協働推進課協働推進担当と自治会等コミュニティ活動を推進するくらし安全課自治・コミュニティ推進担当とでコミュニティと市との関係の現状について確認しました。

庁内検討委員会で議論されたとおり、協働推進条例では、市民活動団体を「地域」と「テーマ」のコミュニティに分類し、それぞれをコミュニティ活動団体、市民公益活動団体として定義するため、市民公益活動団体に登録制度を設定することに対し、自治会、地域コミュニティ団体と市との関係についても、協働事業の提案が出されることを想定して、市に団体の概要が提出されるような何らかの制度を創設しておく必要があると考えました。具体的には、「認証制度」を創設する案を提案します。

市内には111の自治会と8つの地域コミュニティ委員会が組織されていますが、協働事業提案制度を運用する際に、これらの団体と市との関係を明らかにするために「認証制度」のようなものが必要と考えます。

また、区長と自治会長との違いについては、「図2」のとおり整理できます。

さらに、自治会、地域コミュニティ委員会の組織体系及び相関関係については、市としましては、区長と自治会長の違いを説明する際に確認するとともに、両団体とも市民が任意に組織している市民団体であるため、自治会、地域コミュニティ委員会側からも自らの団体の概要を市民に向けてPRしていただく必要があると考えます。

図1 コミュニティ活動団体と市民公益活動団体の区分

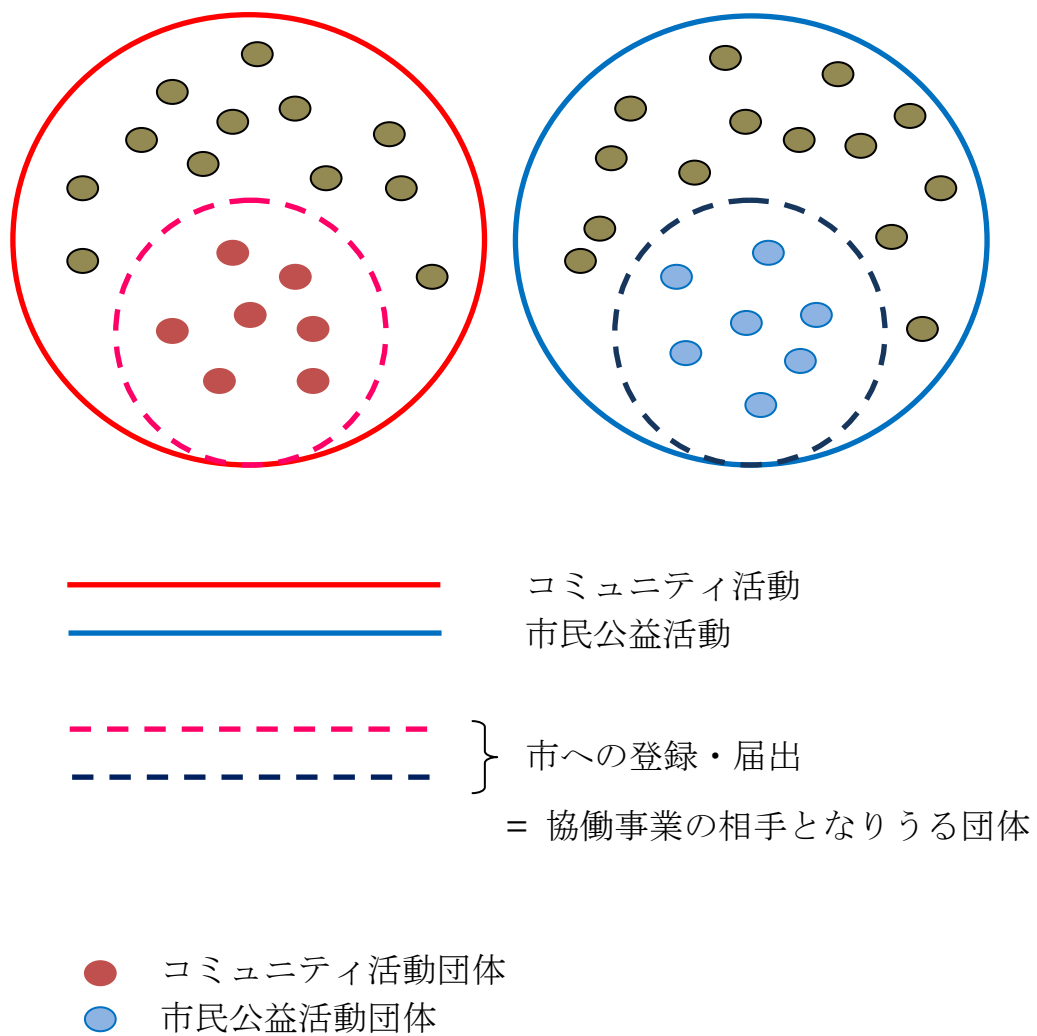


図2 コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体と市との関係整理図

